



平成25年7月11日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官
平成24年(ネ)第3741号 解除料条項使用差止請求控訴事件
(原審・京都地方裁判所平成23年(ワ)第146号)
口頭弁論終結日 平成25年5月14日

判 決

京都市中京区烏丸通二条下ル秋野々町529番地

控訴人(第1審原告)

特定非営利活動法人京都消費者契約ネットワーク

同 代 表 者 理 事	高 嶽 英 弘	三 記 之 保 彰 弘
同 訴 訟 代 理 人 弁 護 士	長 野 浩 朋	同 同 同
同 同 同 同 同 同 同 同	増 田 邦 雅 美 文 高 和 啓 將	同 同 同 同
同 訴 訟 復 代 理 人 弁 護 士	畠 地 瀬 美 文 高 和 啓 將	同 同 同 同

東京都港区東新橋一丁目9番1号

被 控 訟 人 (第1審被告)	ソ フ ト バ ン ク モ バ イ ル 株 式 会 社
同 代 表 者 代 表 取 締 役	孫 正 義
同 訴 訟 代 理 人 弁 護 士	飯 田 耕 一 郎 浩 平
同 同 同	稻 生 隆 恒 嘉
同	森 田 野 嘉

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は、控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人は、消費者との間で、被控訴人の3G通信サービス契約約款の料金表第1表第1, 1, 1-2(7)（料金種別第3種Iに係る取扱い・ホワイトプランN）による契約を締結するに際し、原判決別紙条項など、同契約が解除された際に消費者が被控訴人に対し解除料を支払う旨の意思表示を行ってはならない。

第2 事案の概要

- 1 本件は、消費者契約法（以下「法」という。）13条に基づく内閣総理大臣の認定を受けた適格消費者団体である控訴人が、移動体通信事業等を目的とする事業者である被控訴人に対し、被控訴人の3G通信サービスに関する契約の約款（以下「本件約款」という。）中の、料金表第1表第1, 1, 1-2(7)の料金種別第3種Iに係る取扱い（ホワイトプランN）による契約（以下「本件契約」という。）の契約期間中に、料金種別を変更又は廃止する場合に顧客が解除料（以下、最初の2年間の契約期間における解除料及び更新後の契約期間における解除料を併せて「本件解除料」といい、区別が必要なときには、前者を「本件当初解除料」、後者を「本件更新後解除料」という。）を支払う旨の条項（以下、最初の2年間の契約期間における解除料条項及び更新後の契約期間における解除料条項を併せて「本件解除料条項」といい、区別が必要なときには、前者を「本件当初解除料条項」、後者を「本件更新後解除料条項」という。）が法9条1号又は10条に反し無効であるとして、法12条3項に基づき、本件解除料条項を含む本件約款に基づく意思表示をすることの差止めを

求めた事案である。

本件では、控訴人は、本件解除料条項が法9条及び10条のいわゆる不当条項規制の対象になることを前提に、同条項は、法9条1号の「平均的な損害の額」を超える本件解除料を設定している点で同条同号に違反し、消費者の解約の自由を不适当に制限している点で法10条に違反するので無効である旨主張し、被控訴人は、本件解除料条項はいわゆる中心条項に該当し、法9条及び10条の適用の対象外である、仮に適用があるとしても、同条項は、法9条1号の「解除に伴う損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項」には該当しないし、また、本件解除料は「平均的な損害の額」を超えるものではない上、同条項は、法10条前段及び後段の各要件に該当しない旨主張して争った。

2 原審裁判所は、(1) 本件解除料条項は、いわゆる中心条項に該当しないとして、法9条及び10条の不当条項規制の適用を肯定した上で、(2)ア 本件解除料条項は、法9条1号の「解除に伴う損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項」に該当する、イ 本件当初解除料及び本件更新後解除料は、いずれも「平均的な損害の額」を超えるものとはいえないで法9条1号に反しない、(3)ア 本件契約は準委任契約類似の無名契約であるところ、本件解除料条項は、民法651条の規定に比較して消費者の権利を制限し義務を加重するものであるから、法10条前段の要件を満たすものの、イ 信義則に反して消費者の利益を一方的に害する場合であるとはいえないで同条後段の要件には該当しないと判断して、控訴人の請求を棄却したところ、控訴人は、これを不服として本件控訴を提起した。

3 前提事実（争いのない事実並びに後掲各証拠及び弁論の全趣旨によって容易に認定できる事実）

- (1) 後記(2)のとおり付加、訂正するほかは、原判決2頁26行目から3頁19行目までに記載のとおりであるから、これを引用する。
- (2)ア 原判決3頁6行目から7行目にかけての「3G通信サービス契約約款

を用いて2年の定期契約（以下「本件契約」という。）を締結しており
を「3G通信サービス契約約款（本件約款）」を用いて、同約款の料金表第
1表第1，1，1-2(7)（料金種別第3種Iに係る取扱い（以下「ホワ
イトプランN」という。））に係る契約（本件契約）を締結しており」と
改める。

イ 原判決3頁9行目から10行目にかけての「被告3G通信サービス契約
における料金種別第3種I（以下「ホワイトプランN」という。）では」
を「本件契約は」と改める。

ウ 原判決3頁14行目の「更新月の翌月も」の次に「含む。」を加える。

エ 原判決3頁15行目末尾の「（甲3）」を「（甲3，乙16の1及び
2）」と改める。

オ 原判決3頁17行目の「3G通信サービス契約を締結するに際し」を
「本件契約を締結するに際し」と改める。

4 爭点

- (1) 本件解除料条項について、法9条及び10条の不当条項規制が適用され
るか否か
- (2) 本件解除料条項が、法9条1号の「解除に伴う損害賠償の額を予定し、
又は違約金を定める条項」に該当するか否か
- (3) 本件当初解除料の額が、法9条1号の「平均的な損害の額」を超えるか
否か
- (4) 本件更新後解除料の額が、法9条1号の「平均的な損害の額」を超える
か否か
- (5) 本件解除料条項が、法10条前段の要件に該当するか否か
- (6) 本件当初解除料条項が、法10条後段の要件に該当するか否か
- (7) 本件更新後解除料条項が、法10条後段の要件に該当するか否か

5 爭点についての当事者の主張

(1) 争点(1) (本件解除料条項について、法9条及び10条の不当条項規制が適用されるか否か)について

(被控訴人の主張)

ア 後記イのとおり当審における補充主張を加えるほかは、原判決4頁11行目から5頁7行目までに記載のとおりであるから、これを引用する。

イ 当審における補充主張

本件解除料条項は、多数の取引条件がパッケージとして一体化した料金プランの中に組み込まれた取引条件の一つであり、契約の一部を構成しているのであるから、いわゆる中心条項であって、法9条及び10条が適用されるべきではない。このパッケージとして一体化された料金プランの中から、本件解除料条項のみをことさらに取り出して論ずることは、取引の実態や当事者の意思の実質を見誤るものである。携帯電話サービスにおいては、消費者は、料金プラン全体を見て、各自にとって最も有利と思われる料金プランを選択しているのであり、本件解除料条項は、かかる消費者の選択肢の中に、一つの考慮要素として一体化して組み込まれているのであるから、契約の目的の一部を構成するものというべきである。

(控訴人の主張)

原判決5頁9行目から6頁3行目までに記載のとおりであるから、これを引用する。

(2) 争点(2) (本件解除料条項が、法9条1号の「解除に伴う損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項」に該当するか否か)について

(控訴人の主張)

ア 後記イのとおり訂正するほかは、原判決6頁7行目から11行目までに記載のとおりであるから、これを引用する。

イ 原判決6頁9行目から10行目にかけての「該当しないとすることは、上記(2)(原告の主張)ウのように」を「該当しないとすれば」と改める。

(被控訴人の主張)

ア 後記イのとおり付加、訂正するほかは、原判決6頁13行目から25行目までに記載のとおりであるから、これを引用する。

イ(ア) 原判決6頁16行目の「ホワイトプランNにおいて」を削除する。

(イ) 原判決6頁18行目の「被告が」の次に「ホワイトプランNにおいて」を加える。

(3) 争点(3) (本件当初解除料の額が、法9条1号の「平均的な損害の額」を超えるか否か)について

(控訴人の主張)

ア 後記イのとおり訂正し、後記ウのとおり当審における補充主張を加えるほかは、原判決7頁2行目から8頁16行目までに記載のとおりであるから、これを引用する。

イ 原判決7頁3行目の「平均的損害」を「法9条1号にいう「平均的な損害」（以下「平均的損害」という。）」と改める。

ウ 当審における補充主張

(ア) 法9条1号の平均的損害と逸失利益について

消費者契約においては、事業者と消費者との間には情報・交渉力に大きな格差がある上、事業者は、同種の契約を反復して大量に行っているのであるから、法9条1号の趣旨に照らせば、消費者契約における消費者の事業者に対する損害賠償は、民法416条に基づいて賠償が認められるもののうち、実損害に限られるべきであり、事業者に認められるべき平均的損害に逸失利益が含まれるのは、当該消費者契約の目的が、他の契約において代替ないし転用される可能性のない場合に限られるべきである。本件のような携帯電話の通信契約については、定員があるわけではなく、常に多数の消費者が契約し、解約していくことが予定されているのであるから、一部の消費者の解約は被控訴人にとって織り込み済

みのものであり、1人の消費者の解約があっても、他の消費者との契約を獲得することによって、容易に代替して利益を得ることが可能である。したがって、本件においては、平均的損害に逸失利益は含まれないと解すべきである。

(イ) 法9条1号の「区分」について

法9条1号の「区分」は、通常事業者が一方的に設定するものであるから、区分の不当性の審査に当たっては、消費者保護の観点から不当に消費者利益が侵害されていないかを厳しく審査すべきである。本件解除料条項の不当性は、2年という一律の区分にとらわれることなく、解約時期ごとに（具体的には解約された月数ごとに）検討されるべきである。同号の「当該条項において設定された」との文言は、解釈上重視すべきではない。本件契約を1か月で解約した消費者と1年11か月で解約した消費者とでは、被控訴人に何らかの損害があるとしても、その金額が著しく異なっていることは明らかである。

そして、条項の一部に不当な部分がある場合には、一部を無効とするのでは不当条項は淘汰されないのであるから、当該条項が全部無効となると解すべきであるし、差止請求についても、当該条項全部の使用差止めが認められるべきである。

(ウ) 原判決による、法9条1号の平均的損害の算定方法について

原判決は、逸失利益の計算に際して、通信料等に関する収入を除き、基本使用料やオプション料、保証料金等の固定的な費用を基礎に算定しており、解約を指向する消費者は一切携帯電話を使用しないこともできる点を考慮している点は妥当であるが、このような消費者は、いつでも解約可能なWホワイト、あんしん保証パックも解約するはずであり、これを逸失利益算定の基礎にしている点は不当である。これを前提とすると、逸失利益は、基本料金■円から、免れた役務の対価といえる、

継続手数料 [] 円、請求コスト等 [] 円、ポイント費用 [] 円、売掛貸倒引当費用 [] 円の合計 [] 円のうち、1契約当たりの月間平均収入（以下「ARPU」という。）に占める固定費用の割合（[] [] ）に対応した [] 円を控除した [] 円となり、これに契約残期間 [] か月を乗じた 8893 円が平均的損害となるというべきである。これは 9975 円よりも低額であるから、本件解除料条項は、平均的損害を超えるものであり、不当である。

(エ) 信頼利益部分の損害に関する主張について

被控訴人において、ホワイトプランN以外のプランがあることは、何ら本件解除料条項を正当化する根拠になるものではない。被控訴人の「オレンジプラン」や「ブループラン」は、KDDI やドコモのプランを、いわば「見せ価格」として表示するために設定しているプランにすぎないのであり、実際に、消費者が契約することを想定していないものである。

(被控訴人の主張)

ア 後記イのとおり訂正し、後記ウのとおり当審における補充主張を加えるほかは、原判決 8 頁 18 行目から 10 頁 14 行目までに記載のとおりであるから、これを引用する。

イ 原判決 10 頁 6 行目の「控除した額。以下「ARPU」という。」を「控除した額（ARPU）」と改める。

ウ 当審における補充主張

(ア) 逸失利益が平均的損害に含まれることについて

特定商取引法や割賦販売法のように民法の一般原則を修正する明文規定が置かれている場合と対比すれば、法 9 条 1 号における平均的損害の算出に当たって逸失利益を考慮することを否定すべき理由はない。

また、携帯電話サービスのような大規模インフラをもつて、不特定多

数の顧客に対し、特に定員を限定せずに提供される定型サービスの場合、そもそもある消費者が契約を解除することによって、別の消費者との間の契約の成否が影響を受けることはないので、別の消費者との契約によって、特定の消費者による解除のために事業者に生じる逸失利益は決して填補されることはない。したがって、被控訴人の平均的損害に逸失利益を算入することは合理的である。

(イ) 法9条1号の「当該条項において設定された解除の事由、時期等の区分」の意義について

法9条1号は、事業者が設定した解除の時期等の区分ごとに平均的損害を算定し、その区分の中で、事業者が消費者に対して請求することができる損害賠償の額の総和を、平均的損害の額の総和に限定することをその趣旨とするものである。控訴人は、上記区分は通常事業者が一方的に設定するものであるから、区分の不当性は厳しく審査すべきである旨主張するが、事業者が一方的に設定した区分毎に平均的損害を算出しても、上記の趣旨によれば、消費者利益が害されることは担保されるので、不都合は生じない。事業者の設定した区分が、損害賠償額の上限を高めるためによほど恣意的に設定されたものであることが明白であるような場合を除き、そのような区分自体を不当と評価する必要性は乏しいというべきである。区分の中で個別の事案において、損害額に大小が生じることは、むしろ法が当然の前提としているところである。控訴人の主張する解除時期を1か月毎に細分化してそれぞれの平均的損害を算定する方法は、事業者の予測可能性、法的安定性を著しく害するのみならず、管理コストの上昇に伴う全体的な料金の増額や料金プランの複雑化を招き、消費者の利益をも害する結果になりかねないものである。

(ウ) 通信料に係る逸失利益が平均的損害に含まれることについて

原判決は、解約を指向する消費者が使用量を抑制する可能性があると

述べるが、少なくとも、他社の携帯電話に乗り換えるために被控訴人の契約を解約しようとする消費者については、携帯電話を利用する需要自体は従前と全く変わらず存在するのであり、そのような消費者は、被控訴人の契約を解約できなければ、従前どおりの頻度・量の通話・通信を続ける蓋然性が極めて高い。したがって、平成23年5月分の変動利益（乙23）から導かれる1ヶ月・1契約当たりの被控訴人の利益は [REDACTED] 円であり、これに平均契約残期間 [REDACTED] か月（乙22）を乗じた4万7689円が本件契約の平均的損害として生じる金額である。

また、平成22年4月及び5月に被控訴人のホワイトプランNに新規加入した契約者のうち、約 [REDACTED] %がモバイル・ナンバー・ポータビリティ制度（以下「MNP制度」という。）を利用して他社へ流出しており、少なくとも解約者の [REDACTED] %については、従前どおりの使用態様での携帯電話の使用が見込まれるといえるから、[REDACTED] %の消費者に対する通話料・通信料等については、逸失利益の算出に含めるべきである。そして、通話・通信料等を計算から除外する場合の1契約・1ヶ月当たりの逸失利益は、仮に「Wホワイト」及び「あんしん保証パック」も計算から除外する控訴人の計算方法によった場合でも [REDACTED] 円となるから、少なくとも1万7428円が、本件契約の解除によって生じる平均的損害となる。

計算式： [REDACTED] = 17,428円

したがって、被控訴人からみて最も謙抑的に計算した場合でも、本件解除料条項の9975円は、被控訴人が被る平均的損害を超えることはない。

(イ) 被控訴人の平均的損害のうち、信頼利益部分に関する追加主張
被控訴人と顧客との1つの契約が解除されることにより生じる損害としては、逸失利益に限らず、当該顧客に与えられていた種々の優遇取

引条件の提供が無に帰すことによる損害（信頼利益に係る損害）も存在する。

本件解除料条項が存在しないプランで、もっともホワイトプランNに近く、同プランによる優遇措置を謙抑的に見積もることができるプランはオレンジプラン（WX）とブループランの「SSプラン」であるが、基本使用料と無料通信の分を合算しただけで、ホワイトプランNは、上記各プランと比べて、少なくとも毎月 [redacted] 円の料金が優遇されているといえる。これに平均解約期間 [redacted] か月（乙22）を乗ずれば、2万0636円となる（さらに、通信料やデータ通信料についてホワイトプランNの優遇分を併せれば、更に大きな金額となる。）。したがって、信頼利益に基づく被控訴人の平均的損害の額は、最も謙抑的に見積もっても、上記の金額となり、いずれにせよ、本件解除料が、被控訴人の平均的損害を超えることはない。

(オ) 1か月を法9条1号の「区分」とした場合の平均的損害

仮に、通話・通信料等を逸失利益から除外し、かつ1か月毎の区分を行った場合、逸失利益は初月に解約された場合の2万0136円から毎月 [redacted] 円ずつ漸減していくことになり、他方、信頼利益は、初月に解約された場合を [redacted] 円として、そこから毎月 [redacted] 円ずつ漸増してゆき、最終月で3万6960円となる。そのため、各解約月における被控訴人の信頼利益及び逸失利益のいずれかは、常に9975円を上回ることになる。

(カ) 以上によれば、本件解除料条項が、被控訴人に生じる平均的損害を超えることはない。

(4) 争点(4)（本件更新後解除料の額が、法9条1号の「平均的な損害の額」を超えるか否か）について

（控訴人の主張）

ア 後記イのとおり訂正し、後記ウのとおり当審における補充主張を加えるほかは、原判決10頁17行目から11頁6行目までに記載のとおりであるから、これを引用する。

イ(ア) 原判決10頁17行目の「上記(4)（原告の主張）記載の」を削除する。

(イ) 原判決10頁20行目から21行目にかけての「3G通信サービス契約に2年間拘束すること」を「顧客が本件契約に2年間拘束されること」と改める。

(ウ) 原判決11頁3行目の「同期間経過後にも解除料を課すのは」を「同期間経過後に課される本件更新後解除料は」と改める。

ウ 当審における補充主張

原判決は、更新後の解除においても、更新前と同様であると判断しており、これは、本件契約の締結から2年経過後に行われるのは、「更新」ではなく「再契約」であるとするものである。しかしながら、本件契約は自動的に契約が継続するのであり、しかも、従前の契約を完全に引き継ぐものであるから、再契約ではあり得ない。契約の更新は、実態において、単なる契約期間の延長と異なるのであるから、初回契約締結後24か月目には平均的損害はゼロになり、25か月目以降は、平均的損害は生じないはずである。

また、更新後の契約が再契約であるとすれば、契約が自動的に更新されるため、半永久的に契約期間が継続することから、解約金の負担が半永久的に課されることになってしまうが、これは消費者にとって極めて不当な結果となる。

(被控訴人の主張)

ア 後記イのとおり訂正し、後記ウのとおり当審における補充主張を加えるほかは、原判決11頁8行目から12行目までに記載のとおりであるから、

これを引用する。

イ(ア) 原判決11頁8行目の「ホワイトプランNにおける3G通信サービス契約」を「本件契約」と改める。

(イ) 原判決11頁11行目の「上記(4)(被告の主張)記載の本件当初解除料」を「本件当初解除料の場合」と改める。

ウ 当審における補充主張

本件契約は、2年間の契約期間が終了し更新されたときは、新たな2年間の定期契約が開始するものであり、その旨消費者にも十分に説明している。また、被控訴人は、自社サービスを一定期間（2年間）使い続けてくれることが見込まれる顧客に対し、その他の面でより優遇した取引条件を提供しているのである、その事情は更新前後で何ら変わらない。さらに、被控訴人の投下資金の回収という観点からも、携帯電話の通信サービスを提供する事業者は、継続的な設備投資や契約者維持のための費用を支出し続けているのであり、当初の契約期間が経過すれば、新たな投資が不要であるなどということはない。2年間経過すれば新たな投資が不要との控訴人の主張は、実態と全くかけ離れたものである。

(5) 争点(5)（本件解除料条項が、法10条前段の要件に該当するか否か）について

(控訴人の主張)

ア 後記イのとおり訂正するほかは、原判決11頁15行目から12頁19行目までに記載のとおりであるから、これを引用する。

イ(ア) 原判決11頁15行目の「不当条項が任意規定が」を「不当条項が任意規定で」と改める。

(イ) 原判決12頁1行目の「同」を削除する。

(ウ) 原判決12頁14行目の「被告がいうように他に有利な取引条件があつたとしても」を「被控訴人が主張するように、他に有利な取引条

件が定められているとしても」と改める。

(被控訴人の主張)

ア 後記イのとおり当審における補充主張を加えるほかは、原判決12頁2行目から13頁2行目までに記載のとおりであるから、これを引用する。

イ 当審における補充主張

原判決は、本件契約を準委任契約類似の無名契約とするが、本件のような大量・定型的な携帯電話サービスは、対人的信頼関係を基礎にする（準）委任契約ではあり得ない。したがって、（準）委任契約の規定の中でも、委任者・受任者間の対人的信頼関係を基礎として定められた規定は、本件契約の条項と比較すべき任意規定にはなり得ない。民法651条は、対人的信頼関係に基づく（準）委任契約であればこそその規定であるから、本件契約に関して、法10条の任意規定として参照することは妥当ではない。さらに、本件解除料条項が含まれる料金プランを選択した消費者は、通話料の優遇その他の有利な取引条件を同時に得ているのであるから、その意味でも本件解除料条項は、民法等との比較において、消費者の権利を制限し、又は消費者の義務を加重する条項ではない。

したがって、本件解除料条項は、法10条前段の要件を満たさない。

(6) 争点(6) (本件当初解除料条項が、法10条後段の要件に該当するか否か)について

(控訴人の主張)

ア 後記イのとおり訂正し、後記ウのとおり当審における補充主張を加えるほかは、原判決13頁5行目から15頁1行目までに記載のとおりであるから、これを引用する。

イ(ア) 原判決13頁5行目の「法10条が」を「法10条は」と改める。

(イ) 原判決13頁9行目の「としている」を「とされている」と改める。

(ウ) 原判決13頁12行目の「当該条項が」を「消費者契約における特

定の条項が」と改める。

- (イ) 原判決13頁18行目及び14頁6行目の「差」をいずれも「格差」と改める。
- (オ) 原判決13頁26行目から14頁1行目にかけての「モバイル・ナンバー・ポータビリティ（以下「MNP」という。）」を「MNP制度」と改める。
- (カ) 原判決14頁3行目の「不利益な」を「不利益となる」と改める。
- (キ) 原判決14頁17行目の「ホワイトプランNを契約している」を「本件契約を締結している」と改める。
- (ク) 原判決14頁22行目の「消費者契約法」を「法」と改める。

ウ 当審における補充主張

原判決が、本件解除料条項付きのホワイトプランNが、他の解除料が設定されていないプランに比して基本使用料が安く設定されているなど、消費者も優遇された契約条件を受けられるという利益があるとしている点は不当である。被控訴人と契約する個人のうち、98.26%はホワイトプランNを選択しており（消費者契約としては99.41%），被控訴人はホワイトプランN以外の契約からの利益獲得を考えてはいないというべきであるから、名目的に他のプランが存在するからといって、ことさらに消費者がホワイトプランNによって利益を受けているとはいえない。

また、原判決は、申込み内容確認書や重要事項説明書等で、本件解除料が示されており、消費者が、本件解除料条項を十分に認識した上で契約を締結していることから、消費者と事業者との間に看過できない知識、情報及び交渉力の格差があるともいえないとするが、上記各書面には、本件解除料条項がいかなる趣旨の条項なのかの説明はなく、金額の根拠も消費者には不明であるし、そもそも、消費者が同条項を十分認識しているかどうかも極めて疑問である。また、交渉によってこの条項を削除することがで

きる可能性は皆無である。さらに、大手キャリア各社がこぞって同様の解除料条項を設定している現在、同条項のない契約を締結することは困難である。本件解除料条項を用いて契約が締結されているのは、まさに、消費者と事業者の格差の現れに他ならない。

(被控訴人の主張)

ア 後記イのとおり訂正し、後記ウのとおり当審における補充主張を加えるほかは、原判決15頁3行目から16頁16行目までに記載のとおりであるから、これを引用する。

イ(ア) 原判決15頁10行目の「物件」を「契約」と改める。

(イ) 原判決15頁26行目の「上記(2)(被告の主張)のように」を削除する。

ウ 当審における補充主張

被控訴人は、解除料その他種々の名目で授受される金員を含め、これらを総合的に考慮して契約条件を決めており、消費者も、解除料を含め携帯電話利用契約によって自らが負うことになる金銭的な負担を明確に認識した上、様々な料金プランの契約条件を比較検討して、自らにとってより有利な料金プランを選択している。そして、本件解除料の金額は9975円であり、携帯電話利用料金の額に照らして高額に過ぎるなどという事情もない。したがって、本件解除料条項は、法10条後段要件に該当するものではない。

(7) 争点(7) (本件更新後解除料条項が、法10条後段の要件に該当するか否か)について

(控訴人の主張)

ア 後記イのとおり訂正し、後記ウのとおり当審における補充主張を加えるほかは、原判決16頁19行目から17頁8行目までに記載のとおりであるから、これを引用する。

イ(ア) 原判決16頁21行目の「上記(7)(原告の主張)記載の」を削除する。

(イ) 原判決16頁の25行目から26行目にかけての「一定量の契約」を「一定期間の契約」と改める。

(ウ) 原判決17頁1行目の「一定量の契約をした後には」を「一定期間の契約をした後に」と改める。

(エ) 原判決17頁1行目から2行目にかけての「上記(5)(原告の主張)記載のとおり、」を削除する。

(オ) 原判決17頁7行目の「消費者契約法」を「法」と改める。

ウ 当審における補充主張

本件契約によって、消費者が他のプランより優遇を受けているといえな
いことは、争点(6)に関して主張したとおりである。

また、消費者が、更新後免除される基本使用料は、1960円(980
円×2か月分)であるのに、9975円もの解除料が課されるのは、金額
だけ比べても、その不当性は顕著である。実際に、消費者の中には、更新
後の解約時に解除料が必要だと認識していなかった者が相当数存在してい
る。

本件契約のように、一定期間、消費者を拘束する場合に定められる違約
金等は、一般的には一定期間契約を継続しなかったことによって事業者に
生じる損害を填補する趣旨のものであるので、当初予定されていた一定期
間が経過した後は、事業者が違約金を取得する合理性はないはずである。

(被控訴人の主張)

ア 後記イのとおり訂正するほかは、原判決17頁10行目から21行目ま
でに記載のとおりであるから、これを引用する。

イ(ア) 原判決17頁14行目の「上記(7)(被告の主張)記載の」を削除す
る。

(1) 原判決17頁20行目から21行目にかけての「本件更新後解除料条項は、2年経過後も」を「本件更新後解除料条項は」と改める。

第3 当裁判所の判断

1 争点(1) (本件解除料条項について、法9条及び10条の不当条項規制が適用されるか否か)について

(1) 一般に、契約の条項には、契約によって当事者が獲得しようとしている主たる給付を定める条項である中心条項と、それ以外の、主として契約関係の調整を自ら行うための措置を講ずる条項である付隨条項とがあるとされているところ、中心条項とは、契約の成立のために当事者が実際に合意することが必要である契約の主要目的や給付の均衡性、とりわけ対価に関するものであり、少なくとも上記中心条項に関する定めについては、法9条及び10条の不当条項規制の適用の対象外であり、付隨条項については、上記不当条項規制の対象となると解するのが相当である。その理由は、契約の主要な目的や対価に関する事項は、本来、市場にゆだねられるべき事柄であるため、例外的に公序良俗違反等の一般条項による規制はあるにしても、このような事項に関する中心条項を不当条項規制の対象とすることは、市場に対する過剰介入になると考えられるのに対して、付隨条項は、広い意味では契約の履行過程で生じるトラブルに対処するためのものであって、予め事業者によって一括して定められていることが多い上、一般に消費者は、契約の締結に際して、契約の履行過程で障害が生ずることを念頭におくことが少ないため、安易に付隨条項を受け入れてしまう傾向があることによるものということができる。

(2) そこで、以上を前提として本件契約について検討するに、証拠(甲3、乙15、16の1及び2、乙17)によれば、① 本件契約においては、加入年数にかかわりなく、基本使用料が月額980円、通話料は、被控訴人携帯電話及びディズニー・モバイル携帯電話宛が1時から21時までの間は無

料，21時から1時までの間は、30秒毎に21円，上記以外の他社携帯及び固定電話宛が終日30秒毎に21円，メール通信料は、被控訴人携帯電話及びディズニー・モバイル携帯電話宛が無料，他社携帯宛が、SMS送信料が1通当たり3.15円，S!メール(MMS)が1パケット当たり0.21円，データ通信料は、6.4Kデジタルデータ通信料が30秒当たり37.8円，パケット通信サービスが1パケット当たり0.21円とされており，契約期間は2年間で，当事者によって解約等がされない限り，24か月経過後は自動更新され，さらに，48か月経過後にも自動更新され，以後も同様に自動更新が続いているものとされており，更新月(契約期間満了の翌請求月・初回のみ翌々月を含む2か月間)以外の時期に契約が解約等された場合には，顧客に本件解除料9975円を支払う義務が生じるが，契約を更新した場合には，更新月の翌月と翌々月の2か月間は基本使用料が無料になるとの内容を有していること，② 本件約款では、「第9章 料金等」中の「第2節 料金等の支払い義務」中に、「(基本使用料等の支払い義務) 第51条」，「(通信料の支払い義務) 第52条」，「(解除料の支払い義務) 第53条」等が列挙されており，「(解除料の支払い義務) 第53条」においては，「契約者は，料金表第1表第1の規定に該当する場合には，料金表第1表第6(解除料)に規定する料金の支払いを要します。」と定められていることがそれぞれ認められる。

(3) 以上で認定したところによれば，本件契約の主要目的は，一定期間(2年間)における携帯電話を利用する通信サービスの提供と利用に関するものであり，その対価として，基本使用料，通話料，メール通信料及びデータ通信料が定められているとみるべきであるから，この点に関する条項は，本件契約における中心条項であるといえるのに対し，本件解除料条項は，契約が予定された一定期間(2年間)の途中で解約等された場合に関するものであるから，広い意味で契約の履行過程で生じるトラブルに対処するための条項

として付隨条項に該当するというべきである。

この点について、被控訴人は、本件解除料条項は多数の取引条件がパッケージとして一体化した料金プランの中に組み込まれた取引条件の1つであり、中心条項である旨主張しており、前記認定の事実によると、同条項が、少なくとも事業者である被控訴人にとっては、契約における対価の決定に関わる条項としての側面を有することを否定することはできない。しかしながら、先に見たように、本件解除料条項が、広い意味で契約の履行過程で生じるトラブルに対処するための条項という性質を有していることからすれば、消費者が上記主張と同様の認識を有していたとみることはできないのであり、先に説示したような、法9条及び10条による不当条項規制の趣旨に鑑みると、被控訴人の上記主張を採用することはできないといわざるを得ない。

(4) 以上によれば、本件解除料条項には、法9条及び10条の不当条項規制が適用されるということができる。

2 爭点(2) (本件解除料条項が、法9条1号の「解除に伴う損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項」に該当するか否か)について

前記1で認定・説示したとおり、本件解除料条項は、本件契約の契約期間が2年間であることを前提として、顧客が、本件契約を契約期間の中途中で解約する場合には、更新月（契約期間満了の翌請求月・初回のみ翌々月を含む2か月間）以外の解約等には、顧客に本件解除料9975円の支払義務が生じることを定める契約条項であり、同条項は、契約の主要目的や対価に関する条項であるということはできないから、法9条1号にいう、「契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項」に該当するのは明らかである。

3 爭点(3) (本件当初解除料の額が、法9条1号の「平均的な損害の額」を超えるか否か)について

(1) 法9条1号の平均的な損害の意義について

ア 法9条1号にいう平均的な損害とは、同一事業者が締結する多数の同種

契約事案について類型的に考察した場合に算定される平均的な損害の額をいい、当該消費者契約の当事者たる個々の事業者に生じる損害の額について、契約の類型ごとに合理的な算定根拠に基づき算定された平均値を意味するものと解すべきところ、同号は、解除に伴う損害賠償額の予定等の区分の仕方は、業種や契約の特性により異なるものであることから、契約において定められた損害賠償の額の予定又は違約金の額が平均的な損害の範囲内といえるかどうかの判断は、「当該条項において設定された解除の事由、時期等の区分に応じ」で行われるものと定めている。

前記1で認定・説示したとおり、本件契約の主要目的は、一定期間（2年間）における携帯電話を利用する通信サービスの提供と利用に関するものであり、かつ、弁論の全趣旨によれば、本件契約を含む携帯電話サービスは、大規模インフラをもって、不特定多数の顧客に対し、特に定員を限定せずに提供される定型サービスであり、特定の顧客が契約を解除した場合に、別の顧客との契約が可能になって埋め合わせができるといった、契約目的に代替可能性がある類型の契約ではないことが認められる。

そして、上記のような本件契約の内容や特性等に鑑みた場合、本件解除料条項が、契約期間である2年間の中途における解除について、一括して定められていること自体、不合理なものではないし、また、消費者保護の観点を併せ考慮したとしても、上記の定め方が著しく不当であるということもできない。

したがって、本件において、本件解除料が法9条1号にいう平均的な損害を超えるか否かを判断するに際しては、被控訴人の設定した、契約期間である2年間の中途における解除という時期の区分を前提に、本件契約の解除に伴い、被控訴人に生じる損害の額の平均値を求め、これと本件解除料の額の比較を行えば足りるというべきであり、これと異なる見解に立つ控訴人の主張は、採用することができない。

イ 次に、法9条1号にいう平均的な損害を考えるに際して、契約解除に伴う原状回復に係る損害を超えて、逸失利益（当該解除がなければ獲得できた営業利益等）に係る損害を考慮することができるかについて検討する。

民法420条においては、当事者の合意により債務不履行によって生じる損害賠償の額の予定又は違約金の定めをすることができ、この損害賠償の予定又は違約金は、公序良俗違反や信義則に反する場合を除き、原則として裁判所もその額を増減することができないとされているところ、法9条1号は、事業者が消費者契約において、契約の解除に伴う損害賠償額の予定又は違約金を定めた場合であっても、当該事業者に生ずべき平均的損害の額を超える額の支払を消費者に請求することができず、その超過部分を無効とする旨を定めており、ここにいう契約の解除とは、約定解除権や法定解除権はもとより、将来に向かってのみ効力を生ずる解約（告知）や合意解除も含まれると解される。そして、同号にいう解除に伴い、当該事業者に生ずべき平均的な損害とは、あくまでも民法416条を前提としつつ、そこで生ずる損害を、当該事業者が締結する多数の同種契約について定型化した基準であると解するのが相当であり、このように解する以上、法9条1号の平均的な損害は、民法416条にいう「通常生ずべき損害」と同義であって、事業者の営業上の利益（逸失利益）が含まれると解するのが相当である。

この点、特定商取引法10条1項4号、同法25条1項4号等や、割賦販売法6条1項3号及び同項4号等には、事業者が契約解除や債務不履行に伴う損害賠償額の予定又は違約金を定めた場合であっても、契約の履行前の段階においては契約解除に伴う損害賠償額は、契約の締結及び履行のために通常要する費用の額に限定される旨の規定が存在するのに対して、法9条1号においてはそのような限定はなく、解除に伴う平均的な損害を超えない限度で当該契約において行われた損害賠償の予定又は違約金の定

めが有効なものとされているのであるから、同号の解釈として、損害賠償の予定又は違約金の額を契約の締結及び履行のために通常要する費用の額に限定すべき理由は存しない。

そうすると、法9条1号にいう平均的な損害には、逸失利益が含まれると解すべきであって、これと異なる控訴人の見解は、採用することができない。

また、控訴人は、上記平均的な損害に逸失利益が含まれるのは、当該消費者契約の目的が、他の契約において代替ないし転用される可能性のない場合に限られるべきであるとして、本件契約は、1人の消費者による解除があっても、他の消費者との契約を獲得することによって、容易に代替して利益を得ることが可能である旨主張するが、前記アで認定・説示したおり、本件契約は、不特定多数の顧客に対し、特に定員を限定せずに提供される定型サービスであるから、特定の顧客が契約を解除した場合、別の顧客との契約が可能になり、同契約をすることによって、上記解除によって生じた損害が填補されるといった性質の取引ではない。したがって、この点についての控訴人の主張も、採用することができない。

(2) 本件契約の解除に伴う平均的な損害について

ア 本件契約の解除に伴って被控訴人に生じる平均的な損害のうち、主なものは、これによって被控訴人が失う営業上の利益（逸失利益）であると考えられるので、上記逸失利益の額について検討する。

イ 証拠（乙22、23）及び弁論の全趣旨によれば、① 被控訴人のホワイトプランNは、平成22年4月27日にサービスを開始したものであるところ、平成22年4月から平成23年3月までの間に、被控訴人と本件契約を締結した契約者の平成23年5月分の平均収入（ARPU）は、
[REDACTED]
[REDACTED]

[REDACTED] であり、
[REDACTED]

他方、同月分の変動コストは、[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED] であった

ので、変動利益は、[REDACTED] 円であったこと、② 平成 22 年 4 月及び 5
月に被控訴人と本件契約を締結した契約者の平均解約期間は、[REDACTED] か
月であったことがそれぞれ認められる。

ウ 以上によれば、本件契約が解除された場合に、被控訴人は、1 か月当たり、
平均して 1 契約あたり [REDACTED] 円の営業上の利益を喪失することになり、かつ、
本件契約の契約期間が 2 年間であることからすると、解除後の
平均残存期間は、[REDACTED] か月であるから、契約期間である 2 年間の中途
における解除によって、被控訴人に生じる逸失利益の額は、[REDACTED] 円に
[REDACTED] か月を乗じて得られる金額である 4 万 7 6 8 9 円（1 円未満切り
捨て）であり、これが法 9 条 1 号にいう平均的な損害に当たるというべき
である。

エ この点について、控訴人は、本件契約の解除を指向する消費者は、一切
携帯電話を使用しないこともできるから、被控訴人が解除によって失う営
業上の利益の算定に際しては、通信料に係る収入及びコストを考慮すべき
ではなく、また、W ホワイト及びあんしん保証パックはいつでも解約する
ことが可能であるから、これらに係る収入も考慮すべきではない旨主張す
る。

しかしながら、前記のとおり、法 9 条 1 号にいう平均的な損害とは、同一事業者が締結する多数の同種契約事案について類型的に考察した場合に

算定される平均的な損害の額をいい、合理的な算出根拠に基づき算定された平均値を意味すると解すべきであるところ、本件契約の解除を指向する消費者が一切携帯電話を使用しないことが一般的であるとはいひ難いのであるから、通信料に係る収入及びコストを除外して逸失利益を算出するのが合理的であるということはできない。また、弁論の全趣旨によれば、Wホワイト（通信料割引サービス）及びあんしん保証パックはいつでも解約可能であることが認められるものの、前記イ①で認定したWホワイト及びあんしん保証パックに係る収入及び経費の額自体が、被控訴人と本件契約を締結した顧客（対象となる顧客の中には、当初から、これらのサービスに関しては契約内容に含めなかつた者や中途でこれらのサービスに関する部分を解約した者が含まれているものと考えられる。）1人当たりの平均値であることに鑑みると、これらサービスに係る収入及び経費を除外すべきであるともいえない。したがつて、この点に関する控訴人の主張は採用できない。

オ 以上によれば、本件解除料は、当審において被控訴人が追加して主張した、解除した顧客に与えられていた種々の優遇取引条件の提供が無に帰することによる損害の有無及び額についての当否を検討するまでもなく、本件契約の解除に伴つて被控訴人に生じる平均的な損害の額を超えるものといえないことは明らかである。

4 爭点(4)（本件更新後解除料の額が、法9条1号の「平均的な損害の額」を超えるか否か）について

前記1(2)で認定したとおり、本件契約の契約期間は2年間であり、当事者によって解除がされない限り、2年ごとに契約が自動更新され、これが繰り返されるというのである。そして、前記3で認定・説示したとおり、本件契約が解除された場合の平均的な損害の主たるもののは、これによつて被控訴人が失う営業上の利益（逸失利益）であるから、被控訴人と消費者たる顧客との間で、

初回に行われた本件契約が更新された後においても、初回に行われた本件契約の場合と同様、上記逸失利益が、法9条1号の平均的な損害になると解すべきである。

そうすると、前記3で説示したところと同様の理由により、本件更新後解除料の額は、法9条1号の平均的な損害の額を超えるとはいえないことになる。

この点について、控訴人は、上記更新は「再契約」ではなく、契約期間の延長と異なるとして、25か月目以降は、被控訴人には損害は生じない旨主張するが、本件契約が解除された場合の平均的な損害に逸失利益が含まれると解する以上、25か月目以降に損害が生じないということはできない。したがって、この点についての控訴人の主張は採用できない。

5 争点(5)（本件解除料条項が、法10条前段の要件に該当するか否か）について

法10条前段においては、消費者契約の条項を無効にする条件として、「民法、商法その他の法律の公の秩序に関しない規定の適用による場合に比し、消費者の権利を制限し、又は消費者の義務を加重する」ものであることを定めるが、ここにいう、「民法、商法その他の法律の公の秩序に関しない規定」には、明文の規定のある任意規定のほか、不文の任意規定や、契約に関する一般法理をも含むと解すべきである（最高裁平成22年（オ）第863号、同年（受）第1066号同23年7月15日第二小法廷判決・民集65巻5号2269頁（平成23年判決）参照）。

前記1で認定・説示したとおり、本件契約は、一定期間（2年間）における携帯電話を利用する通信サービスの提供と利用に関するものであり、この契約は、相手方の指揮・命令に服することなく、相手方に一定の役務を提供する契約であると考えられるが、民法の定める典型契約中には、相手方から独立して一定の役務を提供する契約類型として、請負及び委任が存在している。これらの契約においては、少なくとも、役務の提供を受ける者は、一方的に契約を解

除することができる旨が定められており、かつ、この場合に生じる具体的な損害を填補するために、少なくとも一定の要件の下で、解除の相手方が、解除の意思表示をした者に対し、解除に伴って現実に生じる損害の賠償を求めることができるとする規定（民法641条、651条）が設けられており、これらの規定に照らすと、民法は、一定の役務の提供を内容とする契約において、役務の提供を受ける者が、役務の提供者に現実に生じる損害を填補することによって、契約を解消することができるとの一般法理を定めていると解することができる。そして、本件契約は、相手方から独立して一定の役務の提供を行うという点で、民法に定められている請負や委任と類似する性格を有しているということもできるので、本件契約における条項について、法10条の適用の可否を考えるに際しては、上記一般法理に比し、消費者の権利を制限し、又は消費者の義務を加重するものといえるか否かを検討する必要がある。

この点、本件契約における本件解除料条項は、前記1(2)で認定したとおり、本件契約が解除された場合には、原則として、当該契約における顧客との関係で被控訴人に具体的に生じる損害の額にかかわらず、一律に、一定の金員（本件解除料）の支払義務を課す点において、上記一般法理に比し、消費者の権利を制限し、又は消費者の義務を加重するものとなる余地があるということができる。

そうすると、本件解除料条項は、法10条前段の要件に該当するというべきである。

これに対して、被控訴人は、被控訴人と本件契約を締結した顧客は、通話料の優遇その他の有利な取引条件を同時に得ているとして、本件解除料条項は、民法等との比較において、消費者の権利を制限し、又は消費者の義務を加重するものではない旨主張するが、このことのみから、直ちに、法10条前段の要件への該当性を否定することはできない。したがって、この点についての被控訴人の主張は、採用できない。

6 爭点(6)（本件当初解除料条項が、法10条後段の要件に該当するか否か）
及び争点(7)（本件更新後解除料条項が、法10条後段の要件に該当するか否か）について

- (1) まず、前記1(2)で認定し、3で説示したとおり、本件契約の契約期間は2年間であり、当事者によって解約等がされない限り、2年ごとに契約が自動更新され、これが繰り返されるというのであるから、初回に行われた本件契約における条項と、自動更新後の本件契約における条項とを区別して扱う必要性はないので、以下では、本件解除料条項について、法10条後段の要件に該当するか否かを検討する。
- (2) 法10条は、その後段において、消費者契約の条項を無効とする要件として、当該条項が、民法第1条第2項に規定する基本原則、すなわち信義則に反して消費者の利益を一方的に害するものであることをも定めるところ、当該条項が信義則に反して消費者の利益を一方的に害するものであるか否かは、法の趣旨、目的（法1条参照）に照らし、当該条項の性質、契約が成立するに至った経緯、消費者と事業者との間に存する情報の質及び量並びに交渉力の格差その他諸般の事情を総合考量して判断されるべきであると解される（平成23年判決参照）。
- (3) 本件解除料条項は、解除に際して、顧客側に、一律9975円の本件解除料の支払義務が生じる点で、顧客に対し、契約の解除を思い止まらせる効果があり、消費者の解除の自由を制限する性質を有するものであるということができる。しかしながら、他方、証拠（乙14ないし17（乙16については枝番も含む。））及び弁論の全趣旨によれば、① 顧客が本件契約の申込みを行うに際して顧客に示される「【新規】申込内容確認書」（乙14）の「受付時の注意点」欄の末尾には、「今回お申し込みのホワイトNを解除する際、契約解除料9,975円（税込）がかかる場合があります。（但し、更新月等一部条件を満たす場合、契約解除料は発生しません。）」との記載

があり、同確認書には、顧客が申込日を記載し、署名押印する欄が設けられており、その直下に「このたびの契約にかかる全ての商品・サービスについて十分な説明を受け、『受付時の注意点』も確認の上、契約します。」との記載があり、その冒頭に設けられたチェック欄に顧客がチェックするものとされていること、② 顧客が被控訴人との間で携帯電話の利用契約を締結するに際して顧客に配布される「ご利用にあたっての注意事項」（乙15）には、大きな文字を用いて、「本紙とウェブサイトを必ずご確認ください」との記載があり、更に、同書面の中央付近には、大きな文字を用いて「「契約解除料」が必要な場合があります。」と記載され、この部分についての説明が記載されている同書面の下部には、ホワイトプランNについて、料金プラン内容の説明に續いて、「ホワイトプランは2年単位での契約となります（自動更新）。更新月（契約期間満了の翌請求月。初回更新月のみ契約期間満了の翌請求月から2カ月間）以外の解約等には契約解除料（9,975円）がかかります。」との記載があること、③ 被控訴人のウェブサイト（PCサイト、乙16の1）のホワイトプランNの説明をする部分では、ホワイトプランNの特徴として、基本使用料、通話料及びメール通信料の簡単な説明及び2年契約更新月の翌月から2か月間基本使用料が無料になる旨の記載が強調して記載されている部分の下部に、赤で、「2年契約（自動更新）となり、更新月（契約期間満了の翌請求月・初回のみ翌々月を含む2カ月間）以外の解約などには契約解除料（9,975円）がかかります。基本使用料2カ月間無料は更新月の翌月（初回のみ更新月2カ月目）から開始されます。」との記載があり、これに加えて、上記の仕組みが図を用いて分かりやすく説明されていること、④ 被控訴人のウェブサイト（モバイルサイト、乙16の2）においても、ホワイトプランNの説明をする部分で、上記と同趣旨の説明がされていること、⑤ 被控訴人の料金プラン及び割引サービスについてのカタログ（乙17）のホワイトプランNの説明をする部分で

も、被控訴人のウェブサイト（PCサイト、乙16の1）とほぼ同様に、ホワイトプランNの通話料等の説明に引き続いて、ホワイトプラン契約期間についての説明が図を用いて行われ、契約解除料についての説明も行われていることが、それぞれ認められる。

また、証拠（甲14ないし16、乙19、20、29）によれば、被控訴人の提供する携帯電話のサービスにおける料金プランは、ホワイトプランN以外にオレンジプランやブループラン等があり、これらのプランは、基本使用料や通話料、通信料においてホワイトプランNよりも割高な料金設定がされているものの、解除料条項は設けられておらず、現にこれらのプランを選択している顧客も存在することが認められる。なお、控訴人は、この点について、これらのプランは名目的に存在するにすぎず、被控訴人はホワイトプランN以外の契約から利益を得ることを考えていない等と主張するが、そのような事実を認めるに足りる証拠はない。

以上認定したような、顧客に対して契約の締結に際して行われる説明及び与えられる情報の内容等の諸事情に鑑みると、本件解除料条項については、被控訴人から顧客に対して十分な説明が行われており、通常は、顧客も、これを理解した上で、被控訴人の提供するサービスの中から、ホワイトプランNを選択した上で、本件契約を締結しているということができるのであり、本件解除料条項に関して、事業者と消費者との間に、看過できないような情報の質及び量並びに交渉力の格差等があるということはできない。

以上に加えて、先に認定・説示したとおり、本件解除料は、本件契約の解除によって被控訴人に生じる平均的な損害の額を下回っている上、ホワイトプランNは、基本使用料等の面で、他の料金プランより優遇されており、かつ、更新月においては、本件解除料を支払うことなく契約を解除することができるとの事情も存在するのであるから、このような本件契約の特質等に鑑みても、本件契約における本件解除料条項が、信義則に反して消費者の利益

を一方的に害するものであるということはできないというべきである。

なお、控訴人は、本件解除料条項の存在は、自由に携帯電話会社を選択する権利・利益を消費者に保障する制度であるMNP制度の趣旨に反する旨主張するが、同制度は、消費者にとって電話番号を変更することなく、通信事業者を変更することを可能にするものではあるが、顧客による事業者間の移動の自由を保障したり、契約の解除を制限することを禁じたりする制度であるとまでは認められないから、この点に関する控訴人の主張は失当である。

第4 結論

以上によれば、控訴人の請求は理由がないから、これを棄却した原判決は正当であり、本件控訴は理由がない。よって、本件控訴を棄却することとして、主文のとおり判決する。

大阪高等裁判所第14民事部

裁判長裁判官 田中澄夫

裁判官 辻本利雄

裁判官 金地香枝